

証券コード 2905
平成29年6月6日

株主各位

福岡県朝倉市小田1080番地1
オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 大重年勝

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時

2. 場 所 福岡県朝倉市甘木198番地1

朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）中ホール

（会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾記載の会場
ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項 第50期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます
ようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の
当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ok-food.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による継続的な経済政策及び日銀による金融緩和政策の効果により、企業収益や雇用情勢に改善がみられるなど緩やかな回復基調が続いておりますが、海外における英国のEU離脱問題や米国経済の動向等、不確実性が高まり、依然先行きが不透明な状況が続いております。

一方、加工食品業界を取り巻く環境は、国内人口の減少を背景としたマーケットの縮小、同業者間での顧客獲得競争の激化に加え、輸入原材料価格の高止まり等により、収益環境は厳しさを増しております。また、お客様の「食」に対するニーズは多様化、高度化しており、これまで以上に「安全で安心な質の高い商品」、「お客様のニーズに沿った商品の品揃え」が求められております。

このような状況のもとで、当社は、食品メーカーとしての基本である「安全性」確保のために「品質管理」を一層徹底し、「安全で安心な質の高い製品やサービス」の提供に取り組むとともに、業務の効率化と更なるコスト削減を進めることで企業価値の向上に努めてまいりました。

営業面では、当社の強みである多品種少量生産の技術をもってきめ細かい営業に努め、国内及び海外向けの販路拡大により収益力の向上に取り組んでまいりました。

生産面では、品質管理をより一層徹底し安全で安心な商品作りに努める一方、顧客ニーズに沿った品揃えの充実とあわせ、生産効率向上によるコスト削減に取り組んでまいりました。

管理面では、業務の効率化を進めるとともに、経費の削減について継続的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、主力である「味付あげ」が好調に推移したことにより、前事業年度に比べ1億56百万円増加し91億74百万円（前期比101.7%）となりました。また、損益につきましては、製造経費の増加等により、営業利益は2億57百万円（前期比75.8%）、経常利益は2億77百万円（前期比81.9%）、当期純利益は繰延税金資産の計上により3億4百万円（前期比104.7%）となりました。

（品目別の状況）

品目別の売上高は次のとおりであります。

（単位：百万円、百万円未満切捨て）

品 目		当 事 業 年 度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）		前 事 業 年 度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
油あ あげ げ加 及工 び品	味 付 あ げ	7,531	82.1	7,270	80.6
	生 あ げ	856	9.3	892	9.9
	お で ん	450	4.9	473	5.3
	味付すしの素	132	1.5	164	1.8
	惣 菜 類	195	2.1	205	2.3
そ の 他		9	0.1	11	0.1
合 計		9,174	100.0	9,018	100.0

味付あげにつきましては、当社の主力製品として業務用を中心に全国展開しております。競合他社との価格及び品質競争は激しいものの、国内販売、海外販売共に売上が好調に推移したことにより、売上高は75億31百万円となり前期比3.5%増加いたしました。

生あげにつきましては、主に九州を中心とした西日本地域にて販売しております。売上高は8億56百万円となり前期比4.1%減少いたしました。

おでんにつきましては、主に餅入巾着（外注商品）及びがんもどき（自社製品）等を販売しております。売上高は4億50百万円となり前期比4.9%減少いたしました。

味付すしの素につきましては、味付高野豆腐の販売を終了したこと等により、売上高は1億32百万円となり前期比19.6%減少いたしました。

惣菜類につきましては、主に外注商品のだんご類、豆腐類、バーグ類等を販売しております。売上高は1億95百万円となり前期比4.7%減少いたしました。

(剩余金の配当等に関する方針)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を会社経営における重要課題として認識し、配当原資確保のための収益力強化と長期的に安定した配当を維持継続しながら、経営体質強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。

当社は、平成28年3月期決算において累積損失を一掃し、平成29年3月期決算においても概ね計画どおりの利益を確保できたものの、お客様の多様なニーズへの対応、同業他社との競合に勝ち残るための競争力の強化等、当社に課せられた経営課題に対処するためには、商品力の強化及び商品サイクルの短縮化に迅速かつ効率的に対応できる生産態勢の改善を早急に進めていく必要があります。

したがいまして配当につきましては、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきたく存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は7億24百万円であります。

その主なものは、あげ工場における生産能力維持及び生産性・品質向上による原価低減のための設備投資であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項目	第47期 (平成25年度)	第48期 (平成26年度)	第49期 (平成27年度)	第50期 (平成28年度)
売上高(百万円)	8,554	9,053	9,018	9,174
経常利益(百万円)	△62	111	338	277
当期純利益(百万円)	△72	93	291	304
1株当たり当期純利益(円)	△1.94	2.52	7.86	8.23
総資産(百万円)	7,701	7,556	7,521	7,813
純資産(百万円)	1,503	1,617	1,911	2,266
1株当たり純資産額(円)	40.58	43.66	51.60	61.19

(注) 1. 1株当たり当期純利益は発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 当事業年度は既述「(1) 事業の経過及びその成果」をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

加工食品業界におきましては、お客様の健康志向が高まり、食に対するニーズが多様化し、その変化が早くなるなか、「安全・安心で高品質な商品」、「付加価値の高い美味しい商品」、「ニーズの変化に即応した商品」等の要求が一層高まり、より高い水準での品質管理及び商品力の強化並びに商品サイクルの短縮化に迅速かつ効率的に対応できる生産態勢の改善が求められています。

また、当社は当期におきまして、ようやく利益剰余金を積みあげる段階に至りましたが、復配の早期実現と内部留保の蓄積並びに生産態勢の改善を行うためには、今後更に収益力及び利益の拡大と財務体質を強化していく必要があります。

このような状況を踏まえ当社は、次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

① 食品安全マネジメントシステム(FSSC22000)の活動の強化や品質の継続的改善を行い、更に安全安心で高品質な商品の提供に取り組んでまいります。また、技術部門、生産部門、営業部門が更に相互連携を密にし、親会社である日本製粉㈱の協力を得るなか、より美味しく時代のニーズに沿った商品の品揃えの充実に取り組んでまいります。

- ② 商品サイクルの短縮化、お客様の嗜好の多様化や小売・流通業界の再編等に伴い、迅速かつ効率的な生産態勢が必要となっていることから、設備、原材料、作業等の見直しと新たな生産拠点を確保することで生産態勢の改善に取り組んでまいります。また、人手不足の雇用環境下において安定した生産を継続するために、生産現場における人員確保と育成及び働き方改革に則した労働環境の改善に取り組んでまいります。
- ③ 事業環境の変化に適切に対応し、持続的な成長を維持して行くために、内部管理体制の強化は重要であるため、内部統制の実効性を更に高めることにより、リスク管理の徹底とコンプライアンス活動の強化に取り組んでまいります。
- ④ 近年、アジア他諸外国において日本食文化の浸透が進み、日本食の需要が拡大傾向にありますので、国内販売の強化に加え、海外においても「いなりずし」の普及活動を行い、また、ハラール認証を有効に活用するなど多面的に営業を展開することで、国内外における収益力の強化に取り組んでまいります。
- ⑤ 復配の早期実現と内部留保の蓄積並びに生産態勢の改善を行うために、収益力の強化と合わせ全部門において更なるコスト削減と業務の改善・効率化を積極的に促進するとともに、日本製粉グループとの連携を強化していくことで利益の拡大と財務体質の強化に取り組んでまいります。

当社は株主の皆様のご支援により本年度12月に創業50周年を迎えます。

今後とも食品メーカーとして求められる使命を全うし、収益力の強化と利益の拡大をはかるため、全役職員一丸となって邁進する所存でございます。株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社は加工食品事業の单一セグメントであります。主として油あげの製造・加工及び販売を行っており、主な取扱商品は次のとおりであります。

加工食品事業 (区分)		主要商品
油あげ 及工び品	味付あげ	いなりあげ・きつねあげ
	生あげ	すしあげ・惣菜用油あげ・きざみあげ
	おでん	餅入巾着・がんもどき
	味付すしの素	味付干瓢・五目ずしの素・五目味具
	惣菜類	だんご類・豆腐類・バーグ類

(7) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 主要な営業所及び工場

本社所在地 福岡県朝倉市小田1080番地1

工場及び支店・営業所・出張所は、次のとおりであります。

事業所	所在地
甘木工場	福岡県朝倉市
甘木第二工場	福岡県朝倉市
大刀洗工場	福岡県朝倉郡筑前町
東京支店	東京都台東区
名古屋支店	名古屋市熱田区
大阪支店	大阪府茨木市
福岡支店	福岡県朝倉市
札幌営業所	札幌市白石区
仙台営業所	仙台市若林区
広島営業所	広島市西区
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
静岡出張所	静岡市葵区
高松出張所	香川県高松市

② 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
487名	9名減	41歳5か月	11年7か月

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社である日本製粉株式会社は、当社の株式を18,909,148株（出資比率50.85%）、議決権個数18,909個(51.34%)を保有しております。当社は親会社から主として食品の仕入及び資金の提供を受けており、親会社へ主として味付あげ等を販売するなどの取引を行っております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、一般的な取引条件と同様に取引ごとに交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。また、重要性の高い取引については、取締役会にて適切な意見を得ながら多面的な議論を経て決定しており、当社の利害を害するものではないと判断しております。

② 子会社の状況

重要な子会社はありません。

なお、当社は平成29年5月15日開催の取締役会において、ベジプロフルーズ株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化することについて決議いたしました。詳細については、計算書類の個別注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社西日本シティ銀行	2,833
日本製粉株式会社	294
株式会社佐賀銀行	245
三井住友信託銀行株式会社	125

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成29年3月31日現在）

① 発行可能株式総数

普通株式	55,400,000株
優先株式	13,215,000株
計	68,615,000株

② 発行済株式の総数

普通株式 37,181,410株（自己株式139,448株を含む）

③ 当事業年度末の株主数

普通株式 1,616名（前期比49名減）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本製粉株式会社	18,909	51.04
株式会社西日本シティ銀行	1,731	4.67
株式会社西日本総合リース	1,693	4.57
西日本ユウコ一商事株式会社	1,419	3.83
甘木共栄会	1,390	3.75
三井物産株式会社	1,098	2.96
日本澱粉工業株式会社	516	1.39
オーケー食品工業従業員持株会	500	1.35
MSIP CLIENT SECURITIES	475	1.28
株式会社福岡運輸ホールディングス	350	0.94

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（139,448株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 重 年 勝	
常務取締役	越 智 敏 和	営業本部長兼西日本営業部長
常務取締役	豊 原 英 敏	生産本部長兼生産管理部長
常務取締役	城 後 精 二	管理本部長兼総務部長兼経営企画室長兼内部統制部担当役員
常務取締役	香 川 敬 三	営業本部副本部長兼業務本部副本部長兼業務部長
取締役	松 尾 義 明	技術本部長兼技術部長兼品質保証部長
取締役	調 中 正 範	生産本部副本部長兼大刀洗工場長
取締役	島 大 明	業務本部長兼購買部長
取締役	山 口 鎮 雄	日本製粉㈱常務執行役員西日本事業場管掌
取締役	家 永 由 佳 里	徳永・松崎・斎藤法律事務所 弁護士 ㈱ミスター・マックス社外取締役
常勤監査役	堤 敬 志	
監査役	古 賀 知 行	さくら咲き法律事務所 弁護士
監査役	松 下 昭	ダイヤモンド秀巧社印刷㈱代表取締役社長
監査役	廣 田 眞 弥	㈱西日本シティ銀行取締役常務執行役員

- (注) 1. 取締役家永由佳里氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役堤敬志氏、監査役古賀知行氏、監査役松下昭氏及び監査役廣田眞弥氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役古賀知行氏は弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役家永由佳里氏及び監査役古賀知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

5. 当事業年度において会社役員の地位及び担当を次のとおり変更しております。

平成28年6月27日付

氏 名	変 更 後	変 更 前
越 智 敏 和	常務取締役営業本部長兼西日本営業部長	常務取締役営業本部長兼東日本営業部長兼西日本営業部長
香 川 敬 三	常務取締役営業本部副副本部長兼業務本部副副本部長兼業務部長	取締役営業本部副副本部長兼業務本部副副本部長兼業務部長

(2) 取締役、監査役及び社外役員の報酬等の総額

当事業年度に係る役員の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	支給人数(名)	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9 (1)	66,423 (2,100)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	12,000 (12,000)
合計 (うち社外役員)	13 (5)	78,423 (14,100)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役10名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役4名）、合計14名であります。
2. 取締役4名に使用人分給与相当額26,901千円を支給しております。なお、使用人分給与相当額は上記の表には含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額320百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
5. 当社は、平成26年6月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）並びに監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する状況

取締役家永由佳里氏は、徳永・松崎・斎藤法律事務所の弁護士であり、当社と同所の間に特別な関係はありません。

監査役古賀知行氏は、さくら咲き法律事務所の弁護士であり、当社は同所と顧問契約を締結しております。

監査役松下昭氏は、ダイヤモンド秀巧社印刷株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と営業上の取引があります。

監査役廣田眞弥氏は、株式会社西日本シティ銀行の取締役常務執行役員であり、当社は同行より資金の借入があります。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼任に関する状況

取締役家永由佳里氏が社外取締役を兼任している株式会社ミスターマックスと当社の間に特別な関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会及び監査役会への出席状況

氏 名	取締役会（16回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取 締 役 家 永 由佳里	16	100.0	—	—
常勤監査役 堤 敬 志	16	100.0	9	100.0
監 査 役 古 賀 知 行	15	93.8	8	88.9
監 査 役 松 下 昭	15	93.8	9	100.0
監 査 役 廣 田 真 弥	14	87.5	8	88.9

(ii) 取締役会及び監査役会における発言状況等

氏 名	発 言 状 況 等
取 締 役 家永由佳里	弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役 堤 敬志	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役 古賀知行	弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役 松下 昭	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役 廣田眞弥	長年の金融業界等における豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ⑤ 親会社又は子会社からの役員報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 (千円)
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,000
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社が新日本有限責任監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、合意された手続き業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規締結に関する業務の停止

③処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(6) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を全社的に統括する目的で「リスク管理規程」を定め、当社事業から発生する各種リスクを適切に管理するための体制を整備する。
- ②事業遂行に伴い発生する可能性のあるリスクについては、リスク毎に所管部署を定めリスクの顕在化防止に努める。
- ③各部署でのリスク点検活動における重要事項については、常務会、取締役会へ報告する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役・従業員が共有する全社的な目標を決定する。各部門の担当取締役は、部門毎に具体的目標と効率的な達成方法を定め、年度事業計画の策定、見直し及び月次、四半期業績の管理を行い、業務遂行阻害要因の分析・改善を図る。

②取締役会の下に常勤取締役、常勤監査役等で構成される常務会を設置し、原則、週1回開催する。常務会では、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行う。

(4) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、法令・社会規範・定款・社内規程を遵守することを行動規範とする。また、その徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制確立のため教育、指導を行う。

②「コンプライアンス委員会」の教育・指導に沿って、社員の職務が適切に執行されていることを、内部統制部の業務監査により、監査・確認する。

③上記活動については、取締役会に報告するものとし、取締役会はコンプライアンス体制の問題点の把握と改善に努める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社取締役は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社「リスク管理規程」において、子会社も当社のリスク管理体制の適用対象としており、子会社管理の所管部門は、子会社が事業遂行に伴う各種リスクを把握、評価し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社管理の所管部門は、子会社からの報告等に基づき、子会社業務が効率的に行われるよう適切な管理を行う。

- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の取締役を「コンプライアンス委員会」の委員とし、コンプライアンス委員会は、子会社の業務の適正を確保するためにグループ企業活動を横断的に管理・指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役会の承認に基づき、その職務を補助すべき使用者を置くことを求めることができる。補助すべき使用者が社員で、担当職務と兼任で監査役補助職務を担う場合は、監査役補助職務に関しては監査役の指揮命令に従う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

職務を補助すべき使用者の任命・解雇・配転等の人事異動あるいは賃金・その他報酬等の雇用条件については、監査役会の同意を得た上で取締役会が定めるものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役会の指示の実効性確保に努める。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

①当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループの財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項並びに職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知った時、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく当社監査役へ報告する。

②当社監査役が当社取締役会及び常務会に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とともに、重要な議事録及び重要書類については監査役へ回覧する。また、監査役は必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

③監査役へ上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行つたことを理由として不利な取り扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は監査の実施に当たり、内部統制部及び会計監査人と連携を密にし、監査役が必要と認めた時は、弁護士・公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができる。

②監査役は、その職務の執行について必要と認められる費用をあらかじめ当社に提示するものとし、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を経理規定に基づき負担する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、システムの適正化を恒常に図り、適正な運用に努めることにより、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性と適正性を確保する。

(11) 反社会的勢力による被害防止の体制

[反社会的勢力排除に向けた基本的考え方]

①当社は社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

②当社は反社会的勢力から接触を受けた場合には、直ちに警察等しかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

①当社は社会的に責任ある企業として、反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを役職員一同常に意識する。

②万一問題が生じた場合、顧問弁護士や警察等の専門家に相談の上、適切に対処する。

③当社文書化の「反社会的勢力対応態勢と要領」「反社会的勢力対応の基本的行動基準」に沿って、周知徹底する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

[情報の保存及び管理]

当社取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき記録・保存され、当社取締役により常時閲覧可能となっております。

[リスク管理に対する取組]

リスク管理規程に基づき、当社及び子会社におけるリスクを抽出のうえ、リスク毎の対応策を検討しています。抽出されたリスクについて、各半期終了後、リスク管理活動のモニタリングを実施し、結果について取締役会へ報告することでリスク管理を徹底しました。

[職務執行の効率性の確保のための取組]

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役10名及び4名の社外監査役で構成され、当事業年度中に16回の取締役会を開催し、各議案についての審議並びに各取締役からの業務執行状況に関する報告を受けての質疑等、活発な意見交換を行い、取締役会の監督機能を発揮しています。

[コンプライアンスに対する取組]

期初に各本部の行動計画を含む全社のコンプライアンスプログラムを作成し、各本部はプログラムに沿って活動しています。プログラムには、経営トップによる役職員に向けてのコンプライアンス遵守についてのメッセージの発信等が織り込まれており、その他の活動を通して法令、規程等を遵守することの徹底を図っております。

[監査役監査の実効性の確保のための取組]

当社の常勤監査役は、社内の重要な会議へ出席したほか、取締役や役職員からの意見聴取、内部統制部による内部監査への立会等を通じて業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人、内部統制部及び子会社の代表取締役等との意見交換を定期的に実施することで情報交換並びに意思疎通を図りました。

[財務報告の信頼性を確保するための取組]

当社は、全社横断的な視点から内部統制システムを構築するとともに、内部統制の整備・運用状況について内部統制部が評価し、必要に応じて担当部署に改善指導を行うことにより、内部統制の実効性を向上させております。

-
- (注) 本事業報告に記載している金額及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,759,014	流動負債	2,803,539
現金及び預金	484,957	支払手形	285,398
受取手形	52,437	買掛金	418,450
売掛金	1,405,250	短期借入金	830,000
商品及び製品	325,867	一年内返済予定長期借入金	321,800
仕掛け品	26,463	リース債務	35,133
原材料及び貯蔵品	380,287	未払金	449,435
繰延税金資産	54,722	未払費用	245,632
その他の	29,905	未払法人税等	38,717
貸倒引当金	△877	賞与引当金	80,032
固定資産	5,054,833	設備支払手形	89,862
有形固定資産	4,121,089	その他の	9,076
建物	1,221,712	固 定 負 債	2,743,694
構築物	148,380	長期借入金	2,087,800
機械及び装置	1,240,717	関係会社長期借入金	258,000
車両運搬具	0	リース債務	80,170
工具器具備品	22,209	繰延税金負債	14,984
土地	1,397,431	預り敷金保証金	25,189
リース資産	90,639	退職給付引当金	204,346
無形固定資産	20,648	役員退職慰労引当金	2,550
電話加入権	1,773	長期未払金	17,270
ソフトウェア	1,900	資産除去債務	52,217
リース資産	16,975	その他の	1,165
投資その他の資産	913,095	負債合計	5,547,234
投資有価証券	376,661	(純資産の部)	
関係会社株式	52,000	株主資本	2,183,245
長期前払費用	25,003	資本金	1,859,070
賃貸不動産	436,272	利益剰余金	340,357
その他の	27,624	利益準備金	12,668
貸倒引当金	△4,466	その他利益剰余金	327,689
資産合計	7,813,848	繰越利益剰余金	327,689
		自己株式	△16,182
		評価・換算差額等	83,369
		その他有価証券評価差額金	83,369
		純資産合計	2,266,614
		負債及び純資産合計	7,813,848

損益計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,174,931
売 上 原 価	6,918,687
売 上 総 利 益	2,256,244
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,998,850
當 業 利 益	257,393
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,123
受 取 賃 貸 料	71,602
そ の 他 営 業 外 収 益	27,083
	102,809
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	36,302
固 定 資 産 除 却 損	4,228
賃 貸 収 入 原 価	38,598
賃 貸 費 用	3,502
そ の 他 営 業 外 費 用	393
	83,025
經 常 利 益	277,177
税 引 前 当 期 純 利 益	277,177
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	43,309
法 人 税 等 調 整 額	△70,915
当 期 純 利 益	△27,605
	304,782

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本					株主資本合計	
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式		
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,859,070	12,668	22,906	35,574	△15,792	1,878,852	
当期変動額							
当期純利益			304,782	304,782		304,782	
自己株式の取得					△389	△389	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	304,782	304,782	△389	304,392	
当期末残高	1,859,070	12,668	327,689	340,357	△16,182	2,183,245	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	32,760	32,760	1,911,612
当期変動額			
当期純利益			304,782
自己株式の取得			△389
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	50,608	50,608	50,608
当期変動額合計	50,608	50,608	355,001
当期末残高	83,369	83,369	2,266,614

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式…………… 移動平均法による原価法によっております。
② その他有価証券…………… 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・什掛品・商品・原材料・貯藏品

.....総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ## ① 有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）…………定額法によっております。

その他の有形固定資産……………定率法によっております。ただし平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 12年～31年
機械及び装置 5年～10年

- ## ② 無形固定資産（リース資産を除く）

………定額法によっております。

なお、自社所有のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生時の翌事業年度から償却しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………役員等の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給見積額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,217,008千円
構築物	146,478千円
機械及び装置	1,239,162千円
工具器具備品	20,820千円
土地	1,341,568千円
投資有価証券	113,656千円
賃貸不動産	428,363千円
合計	4,507,057千円

② 担保に係る債務	
短期借入金	830,000千円
長期借入金	2,003,600千円
合計	2,833,600千円

(2) 有形固定資産及び賃貸不動産の減価償却累計額

有形固定資産	11,556,671千円
賃貸不動産	1,378,487千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	3,121千円
短期金銭債務	39,822千円
長期金銭債務	258,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	26,567千円
② 営業費用	61,881千円
③ 営業取引以外の取引高	4,241千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	37,181,410株	—	—	37,181,410株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	136,292株	3,156株	—	139,448株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	93,768千円
投資有価証券	57,737千円
賞与引当金	24,562千円
役員退職慰労引当金	777千円
未払役員退職慰労金	5,260千円
退職給付引当金	62,281千円
減損損失	127,575千円
貸倒引当金	1,628千円
資産除去債務	15,906千円
その他	15,989千円
繰延税金資産小計	405,483千円
評価性引当額	△334,770千円
繰延税金資産合計	70,713千円

(繰延税金負債)

資産除去債務	△2,983千円
その他有価証券評価差額金	△27,992千円
繰延税金負債合計	△30,975千円
繰延税金資産の純額	39,738千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は事業計画に照らし、必要に応じ短期資金及び長期資金を調達しております。調達資金については銀行借入による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の与信管理規程に従い、取引先の信用状況を把握する体制をとっております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	484,957	484,957	—
（2）受取手形	52,437	52,437	—
（3）売掛金	1,405,250	1,405,250	—
（4）投資有価証券 その他有価証券	269,560	269,560	—
（5）支払手形	(285,398)	(285,398)	—
（6）買掛金	(418,450)	(418,450)	—
（7）未払金	(449,435)	(449,435)	—
（8）短期借入金	(830,000)	(830,000)	—
（9）長期借入金	(2,667,600)	(2,681,298)	△13,698

※負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）受取手形、（3）売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金（関係会社長期借入金及び一年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以下の株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	107,101
関係会社株式（子会社株式）	52,000

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、朝倉市及びその近郊において、賃貸用の倉庫及び駐車場を有しております。また、工場用地（福島県西白河郡）及び三輪工場跡地（福岡県朝倉郡）を有し遊休地となっております。

平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は18,922千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

なお、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
535,462	△17,251	518,210	628,780

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除了した金額であります。
2. 当事業年度の主な減少額は、減価償却費（17,251千円）であります。
3. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を利用し当社が算定した金額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係		取引内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本製粉㈱	被所有 直接51.34	兼任1名 出向1名	資金の借入 当社製品の販売 商品の仕入	資金の借入	150,000	一年内返済予定 長期借入金 関係会社 長期借入金	36,000 258,000
					支払利息(注)	623	未払費用	15

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 61円19銭
- (2) 1株当たり当期純利益 8円23銭

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、ベジプロフーズ株式会社（以下ベジプロ社といいます）の全株式を取得し、同社を完全子会社化することについて決議いたしました。

(1) 株式取得の目的

当社は、現在、福岡県朝倉市に生産拠点を置き、全国に向けて販売しておりますが、今後の業容拡大とお取引先様への製品供給を円滑にすることを目的として、関東圏内に生産拠点を有するベジプロ社の株式を取得いたします。

(2) 株式取得の相手先の名称

デリカエース株式会社

(3) 買収する会社の名称、事業内容、規模

- ① 名称 ベジプロフーズ株式会社
- ② 事業内容 業務用味付け油揚げ等の製造・販売
- ③ 資本金 30百万円

(4) 株式取得の時期

平成29年5月31日

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

- ① 取得する株式の数 601株
- ② 取得価額 550百万円
- ③ 取得後の持分比率 100.00%

13. その他の注記

(1) 退職給付関係

退職給付制度の概要

当社は確定給付型の退職金制度を採用しております。

退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	205, 230千円
勤務費用	17, 733千円
利息費用	1, 346千円
数理計算上の差異の発生額	△1, 693千円
退職給付の支払額	△20, 612千円
退職給付債務の期末残高	202, 005千円

退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務の期末残高	202, 005千円
未認識数理計算上の差異	2, 340千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	204, 346千円
退職給付引当金	204, 346千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	204, 346千円

退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	17, 733千円
利息費用	1, 346千円
数理計算上の差異の費用処理額	△378千円
確定給付制度に係る退職給付費用	18, 701千円

数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.6%
-----	------

(2) 資産除去債務関係

当事業年度末（平成29年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

主に賃貸用不動産の土地所有者との間で締結した不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸用不動産の耐用年数に応じて31年から48年と見積もり、割引率は、2.268%～2.300%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	51,050千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	1,167千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円
期末残高	52,217千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

オーケー食品工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 寶野 裕昭	印
業務執行社員	_____	
指定有限責任社員	公認会計士 渋田 博之	印
業務執行社員	_____	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議を行った結果、監査役4名全員の一致した意見により本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

- (1)監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場並びに主要な支店・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

オ一ケ一食品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堤 敬志	印
監査役 古賀 知行	印
監査役 松下 昭昭	印
監査役 廣田 真弥	印

(注) 常勤監査役堤敬志、監査役古賀知行、監査役松下昭昭及び監査役廣田真弥は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所（JASDAQ市場）に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することいたしました。併せて、当社株式について、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分、または自己株式として当社が買取り、それらの売却代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

6,861,500株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とします。なお、その他の手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合による発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、優先株式を含めた全ての種類の発行可能株式総数を現行の10分の1に変更するとともに、株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

また、優先株式は現時点で発行しておりませんが、この度の株式併合に伴い、優先配当に関しても現行と実質同水準となるよう、第11条の2(優先配当およびその上限等)を変更するものです。

なお、本変更については、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>6,861万5千株</u> とし、このうち <u>5,540万株</u> は普通株式、 <u>1,321万5千株</u> は優先株式とする。	第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>686万1千5百株</u> とし、このうち <u>554万株</u> は普通株式、 <u>132万1千5百株</u> は優先株式とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社の単元株式数は、全ての種類の株式について <u>1,000株</u> とする。	第7条 当会社の単元株式数は、全ての種類の株式について <u>100株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
(優先配当およびその上限等) 第11条の2 当会社は、毎事業年度末日現在の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株につき年 <u>10円</u> を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の金錢による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を支払う。	(優先配当およびその上限等) 第11条の2 当会社は、毎事業年度末日現在の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株につき年 <u>100円</u> を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の金錢による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を支払う。
2 (省 略)	2 (現行どおり)
3 (省 略)	3 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 第5条、第7条および第11条の2の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、平成29年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おお しげ とし かつ 大 重 年 勝 (昭和33年1月18日生)	<p>昭和55年4月 日本製粉株式会社入社 平成19年6月 同社竜ヶ崎工場長 平成22年6月 同社福岡工場長 平成23年6月 同社神戸甲南工場長 平成25年6月 同社執行役員神戸甲南工場長 平成26年6月 当社代表取締役副社長 平成26年10月 当社代表取締役社長 現在に至る 平成26年10月 現在に至る バイテク・シーピー株式会社代表 取締役会長 現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 大重年勝氏は、平成26年の社長就任以来、経営の重要な意思決定及び強いリーダーシップによる社内改革の推進により業績向上に大きく寄与しております。今後も当社の企業価値向上に向けて十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	6,000株
2	お 越 智 敏 和 (昭和29年4月30日生)	<p>昭和53年4月 ニッパン食糧株式会社（現日本製粉株式会社）入社 平成20年6月 同社営業統括部次長 平成23年1月 当社東日本営業部長 平成23年6月 当社取締役東日本営業部長 平成24年6月 当社取締役東日本営業部長兼営業企画部長 平成26年4月 当社取締役東日本営業部長兼営業企画部長兼東京支店長 平成26年10月 当社取締役東日本営業部長兼営業企画部長 平成27年6月 当社常務取締役営業本部長兼東日本営業部長兼西日本営業部長 平成28年6月 当社常務取締役営業本部長兼西日本営業部長 現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 越智敏和氏は、日本製粉株式会社及び当社において営業部門を幅広く経験し、豊富な知識を有しており、当社の発展に大きく寄与しております。今後も当社の経営に対する一層の貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	5,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	とよはらひでとし 豊原英敏 (昭和33年9月15日生)	<p>昭和63年1月 当社入社</p> <p>平成3年10月 当社生産本部あげ生産部甘木工場長</p> <p>平成18年6月 当社理事あげ生産部長兼大刀洗工場長</p> <p>平成21年6月 当社取締役あげ生産部長兼甘木工場長</p> <p>平成22年1月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長</p> <p>平成22年6月 バイテク・シーピー株式会社取締役 現在に至る</p> <p>平成24年4月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長兼甘木工場長兼甘木第二工場長</p> <p>平成25年8月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長</p> <p>平成27年6月 当社常務取締役生産本部長兼生産管理部長 現在に至る</p>	58,560株
4	じょうごせいじ 城後精二 (昭和34年7月20日生)	<p>昭和57年4月 株式会社西日本相互銀行（現株式会社西日本シティ銀行）入行</p> <p>平成21年10月 同行ローン業務部長</p> <p>平成24年6月 当社取締役</p> <p>平成24年10月 当社取締役総務部長</p> <p>平成26年6月 バイテク・シーピー株式会社監査役 現在に至る</p> <p>平成26年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長兼経営企画室長兼内部統制部担当役員</p> <p>平成27年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長兼経営企画室長兼内部統制部担当役員 現在に至る</p>	4,000株

(取締役候補者とした理由)

豊原英敏氏は、当社入社以降、生産部門の業務に従事し、取締役就任後も幅広い経験と知見により当社の発展に大きく寄与しております。今後も当社の経営に対する一層の貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(取締役候補者とした理由)

城後精二氏は、金融機関における幅広い職務経験を有し、当社取締役就任後も豊富な知見により、当社の発展に大きく寄与しております。今後も当社の経営に対する一層の貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
5	か 川 敬 三 (昭和35年3月9日生)	昭和59年4月 日本製粉株式会社入社 平成19年7月 同社食品業務部次長 平成25年6月 同社食品業務部副部長兼貿易業務部副部長 平成26年8月 当社出向、理事社長室長 平成26年9月 当社理事業務部長 平成27年4月 当社理事業務部長兼営業本部付部長 平成27年6月 当社取締役営業本部副本部長兼業務本部副本部長兼業務部長 平成28年6月 当社常務取締役営業本部副本部長兼業務本部副本部長兼業務部長 現在に至る		0株
(取締役候補者とした理由) 香川敬三氏は、当社の親会社である日本製粉株式会社における幅広い職務経験を有し、当社取締役就任後も豊富な知見により、当社の発展に大きく寄与しております。今後もその豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
6	まつ お よし あき 松 尾 義 明 (昭和30年11月23日生)	昭和54年4月 当社入社 平成6年4月 当社あげ研究所長 平成16年12月 当社理事技術部長 平成19年6月 当社取締役技術部長兼品質保証室長 平成23年7月 当社取締役技術本部長兼技術部長兼品質保証部長 現在に至る		28,000株
(取締役候補者とした理由) 松尾義明氏は、当社入社以降、技術研究部門の業務に従事し、取締役就任後も幅広い経験と知見により当社の発展に大きく寄与しております。今後も当社の経営に対する一層の貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
7	しらべ まさ のり 調 正 範 (昭和33年8月25日生)	昭和58年2月 当社入社 平成21年6月 当社理事あげ生産部大刀洗工場長 平成23年6月 当社取締役生産本部副本部長兼あげ生産部長兼甘木工場長兼甘木第二工場長 平成25年6月 当社取締役生産本部副本部長兼生産技術部長兼あげ生産部長兼大刀洗工場長 平成27年4月 当社取締役生産本部副本部長兼大刀洗工場長 現在に至る		36,000株
(取締役候補者とした理由) 調正範氏は、当社入社以降、生産部門の業務に従事し、取締役就任後も幅広い経験と知見により当社の発展に大きく貢献しております。今後もその豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	なかしまひろあき 中島大明 (昭和33年10月18日生)	昭和63年2月 当社入社 平成15年12月 当社購買部長 平成21年6月 当社理事購買部長 平成27年4月 当社理事業務本部長兼購買部長 平成27年6月 当社取締役業務本部長兼購買部長 現在に至る	12,000株
(取締役候補者とした理由) 中島大明氏は、当社入社以降、購買部門の業務に従事し、取締役就任後も幅広い経験と知見により当社の発展に大きく寄与しております。今後も当社の経営に対する一層の貢献を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
9	やまぐわしづお 山口鎮雄 (昭和31年12月4日生)	昭和55年4月 日本製粉株式会社入社 平成22年6月 同社西部管理部長 平成25年2月 同社西日本事業場管掌補佐 平成25年6月 同社執行役員九州事業場管掌 平成25年6月 当社取締役 現在に至る 平成26年6月 日本製粉株式会社執行役員西日本事業場管掌兼西部管理部長 平成27年6月 同社執行役員西日本事業場管掌 平成28年6月 同社常務執行役員西日本事業場管掌 現在に至る	0株
(取締役候補者とした理由) 山口鎮雄氏は、当社の親会社である日本製粉株式会社における幅広い職務経験を有し、その豊富な経験と知見により、今後も当社の企業価値向上に向けて十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
10	いえながゆかり 家永由佳里 (昭和49年10月26日生)	平成9年3月 九州大学法学部卒業 平成15年10月 司法研修所終了（第56期）、徳永・松崎・斎藤法律事務所勤務 平成22年3月 弁護士登録抹消・渡米 平成23年8月 UC DavisにてEnglish for Legal Professional Course修了 平成23年12月 弁護士再登録、徳永・松崎・斎藤法律事務所復帰 平成27年6月 当公社外取締役 現在に至る 平成27年6月 株式会社ミスター・マックス社外取締役 現在に至る 平成28年1月 徳永・松崎・斎藤法律事務所パートナー弁護士 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由) 家永由佳里氏は、弁護士として法律と企業コンプライアンスに精通しており、高い見識と幅広い経験をもとに、独立した客観的な立場から現在も職務を適切に遂行していただいております。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により今後もその職務を全うしていただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 取締役候補者の大重年勝氏は、子会社であるバイテク・シーピー株式会社の代表取締役を兼務しております。また、取締役候補者の豊原英敏氏は、同社の取締役を兼務しております、取締役候補者の城後精二氏は、同社の監査役を兼務しております。同社は、当社の油あげ及びあげ加工品製造工程で発生した食品残渣及び汚泥の一部を収集し、産業廃棄物処理業者へ運搬する事業を営んでおります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の家永由佳里氏は、社外取締役候補者であります。
4. 家永由佳里氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、家永由佳里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 取締役候補者の山口鎮雄氏は、現在及び過去5年間において、親会社である日本製粉株式会社における業務執行者であります。なお、現在及び過去5年間の地位および担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
7. 当社と山口鎮雄氏、家永由佳里氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める額であります。両氏の選任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役4名のうち古賀知行氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
こ が とも ゆき 古 賀 知 行 (昭和29年5月19日生)	昭和55年3月 九州大学法学部法律学科卒 昭和59年11月 司法試験合格（39期） 昭和62年4月 坂本・金子法律事務所 平成4年4月 福岡舞鶴法律事務所 平成21年6月 当社社外監査役 現在に至る 平成25年6月 さくら咲き法律事務所開設 現在に至る	0株

(社外監査役候補者とした理由)
弁護士として法律に精通しており、高い見識と幅広い経験をもとに、当社の監査役として現在も職務を適切に遂行していただいております。なお、同氏は社外役員以外の方で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により今後もその職務を全うしていただけると判断したため、社外監査役候補者といったしました。

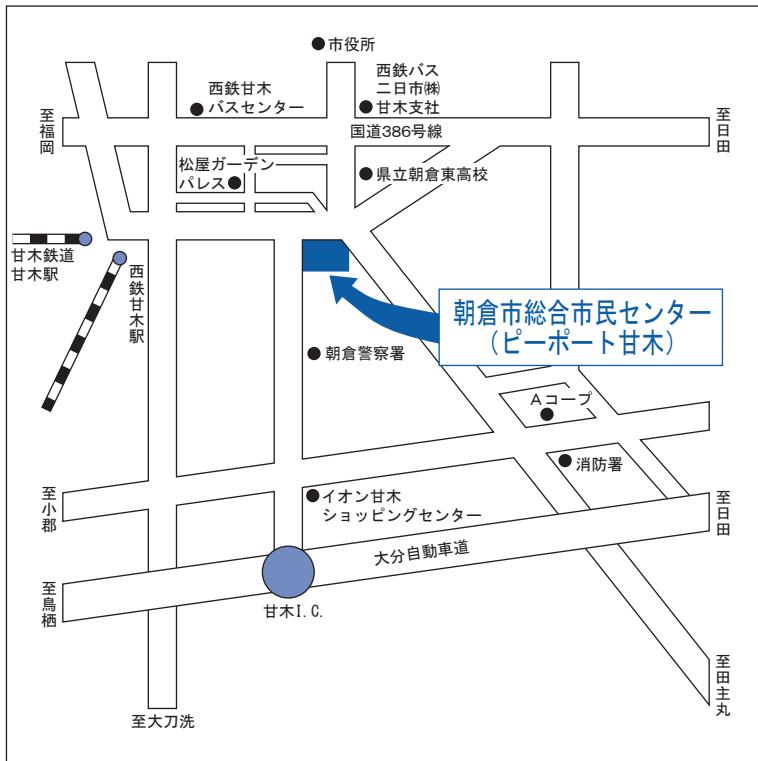
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古賀知行氏は、社外監査役候補者であります。
3. 古賀知行氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
4. 当社は、古賀知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、古賀知行氏が運営しているさくら咲き法律事務所に法律事務を委託しておりますが、同所の年間総報酬における当社の支払報酬は僅少であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したものであります。
6. 当社と古賀知行氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める額であります。同氏の選任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

以上

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡県朝倉市甘木198番地1
朝倉市総合市民センター(ピーポート甘木) 中ホール
電 話 0946-22-0001



交通のご案内

- 甘木鉄道甘木駅より車で5分、徒歩12分
- 西鉄甘木線甘木駅より車で5分、徒歩10分
- 西鉄甘木バスセンターより徒歩25分
- 大分自動車道甘木インターチェンジより車で5分